

令和7年第4回永平寺町議会定例会議事日程

(10日目)

令和7年9月11日(木)

午前 9時00分 開 議

1 議事日程

第 1 一般質問

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(13名)

1番	中村勘太郎	君
2番	長岡千恵子	君
3番	川崎直文	君
5番	清水紀人	君
6番	金元直栄	君
7番	森山充	君
8番	清水憲一	君
9番	滝波登喜男	君
10番	齋藤則男	君
11番	上田誠	君
12番	松川正樹	君
13番	楠圭介	君
14番	酒井圭治	君

4 欠席議員(1名)

4番 朝井征一郎 君

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合永充	君
副町	長	和田真生	君

教	育	長	竹	内	康	高	君
消	防	長	宮	川	昌	士	君
総	務	課	多	田	和	憲	君
契	約	管	朝	日	清	智	君
防	災	安	吉	田		仁	君
財	政	課	原		武	史	君
総	合	政	江	守	直	美	君
会	計	課	吉	田	正	幸	君
住	民	税	池	端	時	枝	君
福	祉	保	高	嶋		晃	君
子	育	て	清	水	智	昭	君
農	林	課	島	田	通	正	君
商	工	観	寺	岡	孝	純	君
建	設	課	竹	澤	隆	一	君
え	い	住	長	瀬	武	英	君
上	下	水	勝	見	博	貴	君
地	域	づ	鈴	木	克	幸	君
学	校	教	山	口	健	二	君
生	涯	学	源	野	陽	一	君

6 会議のために出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	波	多	野	清	志	君
書					記	清	水	和	仁	君	

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前 9時00分 開議)

～開 会 挨 拶～

○議長（酒井圭治君） 各議員におかれましては、お忙しいところをご参集いただき、ここに10日目の議事が開会できますことを心から厚くお礼申し上げます。

なお、本日、傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

今定例会はクールビズ期間に伴い、議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 一般質問～

○議長（酒井圭治君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第61条による通告を受けております。

初めに、6番、金元君の質問を許します。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 日本共産党の金元です。

私は町民の立場から、町政のいろんな課題、特に今回は、私は米作りもやっていますので、そういう問題についても少し論議できたらなと思って質問を用意いたしました。

1つ目は、訪問介護事業所の閉鎖が本町でも起こっている。

2つ目は義務教育の無償化へもう一步。

3つ目には、荒い天候と米作りの方向ということで、令和の米騒動から見えてくるこれからの米作りという問題について、質問をしていきたいと思います。

1つ目の質問です。訪問介護事業所の閉鎖が本町でも起こっています。8月31日付の福井新聞の一面に、介護保険持続危機感97%という記事が掲載されました。この内容は、全国自治体調査の結果で、人手不足が主因とも示されていましたが、これ共同通信の調査ですが、96%の自治体から回答があったとのこと
です。

この調査に、本町の回答はどのような回答をされたのか。何か記憶があればお願いしたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） 新聞にも載っていますけれども、永平寺町はとても危機感があるということで回答させていただいております。

○議長（酒井圭治君） 金元君。

○6番（金元直栄君） そうだと思います。97%の自治体で、持続危機感があるということですからそうだと思いますが、次行きますけども、これまでも訪問介護に関しては、訪問介護報酬の削減以降、訪問介護事業所の倒産、廃業、撤退で、自治体内に訪問介護事業所が一つもなくなり、一つしか事業所のない自治体が増えていると何度も指摘をしてきたところです。このデイサービスや訪問介護事業所は、在宅での介護や終末期を支える事業の要となるものです。特に周辺地域にあっては、なくてはならない事業だと私は思っています。

本町でも、利用者から、フットワークが軽く利用しやすいと言われていた訪問介護事業所が、介護福祉士という有資格者がいなくなることを理由に、8月いっぱい事業所を閉鎖されました。この状況を町はどう見るか。また、町内に専門の事業所がなくなること。また、在宅で頑張る要介護者への影響。このようなところについて、どのような影響があると思われるのか。また、それについてどう思われ、考えているのか、そこのところお願いします。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） 今回のですね、訪問介護事業所の突然の閉鎖には、私もとても驚きを隠せませんでした。

今回閉鎖となった事業所には、22名の町民の方がサービスを利用されておりました。

町はこの情報を入手後ですね、直ちに町内の訪問介護事業所と連絡を取りまして、22名の方のサービス継続利用の協力を申し入れさせていただきました。担当のケアマネのご協力もございまして、現在は22名全員が別の事業所でサービスを継続しております。専門のその訪問介護事業所が3から2に減少したことについては、少なからず影響は出ております。訪問介護サービスでは、永平寺町だけではなくどこの市町も、ヘルパーの人材不足で苦慮しております。

本町においても訪問介護事業所のヘルパーが対応できる、利用者を上回るサービスの利用の申込みがあるというのが現状でございます。

近隣市町の訪問介護事業所も同様の状況でございまして、近隣市町におきましては、空きがある時間帯に永平寺町へ来て、サービスを提供している状況でございます。このような状況の中、本町の事業所どのように対応しているかと申しますと、利用者の同意を得てですけれども、ほかの介護サービス、例えばデイサービスのほうでサービスを利用していただくというようなことで、対応しているということです。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 3か所あった事業所が2か所になって、あと残っているところもいろんな意味で大変な状況があるのだらうと思います。

町として今後、この分野の事業所の育成については、どのように考えているのか、その辺はいかがでしょう。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） これにつきましては、大変まず人材、ヘルパーの人材不足ということで、人材不足には苦慮しているという状況がございます。

町におきましてはこのことから、外国人の介護従事者の確保について支援を行っているところでございます。実際に永平寺町内の介護事業所ですけれども、現在27名の方が外国人の力をいただきながら、サービスを提供しております。そしてですね、今こういう人材不足の状況を踏まえまして、新たに5名の方を今後追加いたしまして、全体で32名の方のお力をお借りしているといった状態でございます。

事業所のお話を聞きますと、外国人労働者ですが、言語や文化の違いとか、意思疎通が図りにくいということがありますが、勤務態度は非常に真面目なスタッフが多いということで、重要な戦力になっていると聞いております。

国は本年4月に訪問介護の現場でも、外国人介護人材が従事できるよう法改正を行っており、外国人介護人材の受入れは今後ますます進んでいくと考えているところでございます。

町では昨年からです、研修を通じた外国人介護人材の定着支援を行っております。人材不足が原因で閉鎖に追い込まれる事業所が出ないように、本町の介護事業所と意見交換の場を持ちながら、外国人介護人材の定着支援を強化、充実していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この人手不足、人材不足、この介護の分野も、全ての今日本中がこの課題を抱えていると思います。やはりどうしても現実的に外国の皆さんのお力をお借りしなければいけないというのが、より現実的になってきております。

先日、知事と県の中での人手不足とか人材の確保の、ほかの市町も入られてやった中で、このことについても、県にお願いをしてまいりました。外国人材を受け入れる中で、永平寺町だけでなかなか厳しいと思いますが、県単位でそういう人材を受け入れていただいて、日本になじむようないろいろな取組も行っていたら、人手不足解消にぜひお願いしたいという、そういった旨も伝えております。

それと、もう一つ課題になっていますのが、その現場でそういう外国の人が今度は管理するほう、例えばケアマネジャーなどいろいろな、これ地元の福祉関係の皆さんとお話を、集まっていたらお話を聞かせていただいている中で、次はケアマネジャーの成り手がいない。これはなぜかという、サービスを受けられている方が、あれもこれもケアマネジャーに言って、現場でそれを見ている方が、ケアマネジャーになりたくないという、そういうのもあると思います。

ここでもう一つ考えていかなければいけないのが、そういった人材を確保することと、そのサービスを受ける方の意識。ここも少し変えていかなければ、もう何でも、結構きついことも言われるという現実もあるようです。全てがそうではありませんが、そういったことも併せて進めていかなければ、だんだんこの確保が難しくなってくるという現実はあると思います。

○議長（酒井圭治君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 外国人の皆さんにね、お力をお借りするっていうのは、必然的な方向ではあるとは思いますが、ただ、その前に考えなあかんのは、この事業所を働いている人たちがいたわけですよ。その人たちはその事業所が閉鎖されることで、次の仕事を探さなあかんのやということを言われているわけですね。それが町内に残るかどうかっていうのはよく分かっていない状況があると思います。

だから、その時点では、全体的には人手不足ではありますが、この事業所で働いている人たちの力を、どう町内に留めるかっていうところでは、やはり一步遅れているのかなって私は感じました。それを行政の責任とかそういう意味ではなしに、そういう課題が実際あるということは頭に置いて、これから行動しなあか

んのでないかなと私は思います。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これもお話を聞かせていただいた中で、デイサービスとかも新しい施設、新しいサービス、例えば筋トレとか運動とか楽しい設備、サービスがあるところに流れていく。

地元にある業者さんもそういうのをしたいのですが、投資にはお金がかかりますので、なかなかその一步を踏み出せないというお話も聞きました。

僕はこれもこれから町としては、こういった福祉事業については社会福祉法人化を進めて、結局これは県の認可になるのですが、これを訴えていきたいなと思います。

今、株式会社が、社会福祉法人がそれぞれ福祉サービスやっていますが、例えば福祉、社会福祉法人であればいろいろな税の免除があったり、ただ地域貢献というのが条件になってきたり、株式会社は税金を納めながら事業としてやりますので、その部分がなかなか負担になってきているところもあるのかなと感じておりまして、今こうやって辞められた、この事業所でなくなって、この働いていた方の行き先とかってというのは、多分いろんなところのニーズはあると思います。今人手不足でうちに来てほしい、うちに来てほしい。ただ、そのうちに来てほしいという魅力のある法人となっているかどうかというのも、あそこに行きたいというふうになっているのもあると思いますので、今これ福祉保健課とも今話をしていますが、そういった法人の待遇というのも変えていただけると、より機動的に活動していただけるような環境になるのかなと思っていますので、またその辺頑張って訴えていきたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 金元君。

○6番（金元直栄君） いわゆるこの訪問介護事業っていうのは、介護保険制度は、その始まりのときから介護保険料を払い、要介護認定を受け、サービス利用料の1割を負担すれば、希望する介護サービスが受けられるということで始まりました。その後、一部負担等での変更はあるものの、基本この制度は以上のような内容になっていると思います。

ところが、要介護者の全てが施設入所を希望すれば、介護保険もとんでもない額となって、国を挙げてですね、高齢者の看取りや介護はできるだけ在宅でということ誘導してきたわけです。さらに、低年金者ではとても特養などの施設には入れない。そういう負担金額に今、特養などではなっています。そうなってく

ると、在宅で生活を頑張ることを支えているのが、訪問介護や生活援助の事業でもあると思いますね。やっぱり低所得者多いですよ。

つまり、高齢者が周辺地域で、しかも生活していくためには、なくてはならない事業なのですが、今後この事業所の仕事、サービスについては、聞いた限りでは社会福祉協議会に引き継いでいきたい、という希望も話されていたようにも聞いているのですけれども、その辺はどうなっているのか。

また、事業所で働いていた人たちの行き場についてはどうなっていくのか。町は相談を受けているのか、また対応しているのか。その辺もお聞きしたい。

重なりますけども、お願いします。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） 社会福祉法人、社会福祉協議会のほうに仕事を引き継いでいくというのは、すいません、私初めて聞いて、申し訳ないですけども、社会福祉法人、社協さんがそのような意欲を持ってそういう事業に、例えば低所得者のところに手厚く光を当てながらそういうサービス、地域福祉の向上ということでやっていきたいと考えているのであれば、その業務改善計画、町長も先日おっしゃいましたが、その計画の中でそういった事業を立ち上げていきたいと考えているのであれば、町としても支援を考えていきたいと思っているところでございます。

○議長（酒井圭治君） 金元君。

○6番（金元直栄君） ちょっと微妙な感じに思う。初めて聞いたということを聞いて、えっと思ったのですが、分かりにくいかもしれませんけども、この事業所のことを考えてみると、日曜日の訪問介護もやってもらえた。社会福祉協議会って今、土日祝日は休みになっていますね。働き方改革も含めてそうやってきたのですが、そうすると、例えば金曜日にデイサービス行くけども、次月曜日にデイサービス利用が入っていると、祭日だと飛びます。週3回デイサービスを利用していると、要するに次の水曜日まで飛んでしまう。お風呂なんか入ったりする、高齢者はね。そういう状況を考えると、気軽に対応してもらえたこの地元のこういう専門の訪問介護事業所っていうのは、非常にありがたいと私は思っているところです。

そんなことを考えると、例えば今そういう状況がある中で、この事業所がやめることによって、町内に3か所あったのが、2か所のデイサービスセンターになると。そこで全部受けられるかっていうのはなかなか難しいので、こういう訪問

介護事業については、町外の業者を頼むことになる。聞いていると、ケアマネジャーに聞いてみますと、非常に頼むのに苦労すると。土曜日祝日は、土曜日日曜日祝日なんかはなかなかやっているところはないということもあったようです。ただ、事業所が少なくなることによって、いろいろほかの事業所で何とか見てもらうとかあるとは思いますが、旧永平寺町とか上志比地区っていうのは、十分にこういう事業所が閉鎖されても、サービスは受けられる体制になっているのでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） サービスの供給量につきましては先ほど申しましたとおりでございます。どこの事業所もヘルパーが不足しているといった状態でございます。

社会福祉協議会、現在土日ですね、サービスを提供しておりませんが、そのことについては今回、以前から、僕も理事ですし、金元議員さんも理事ということで、経営陣の一人という位置づけで、社会福祉協議会の経営に参画をしています。そういった状況も踏まえまして、理事会の中でこういった意見等を一緒にお伝えさせていただければと思っているところでございます。

福祉の事業所ですけれども、ご質問の中で安心できるのかとか、福祉の事業所で対応可能なのか、というご質問だったと思いますが、何が安心できるのかとか、少し具体性に欠けるところがございますので、この点について回答を、福祉の事業所のこともありますので、控えさせていただきたいなと思っています。

ただ、事業認可を行っている福井県さんからですけれども、福井市の訪問介護事業所についてですね、業務改善指導を行ったとか、そういった行動を起こしたとかという連絡情報等は、現在全く入ってきてない状況でございます。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） もう一つ考え方が、このサービスを受けられた方が次のどこの事業所に行く場合も、その事業所のサービス、こういうサービスがあるならそこに行きたい、こういうサービスがあるならそこに行きたいっていうそういった思いもあると思ひまして、今回ここがあれ、今閉鎖になって今どのような流れになっているのか、一時デイサービスになかなかお客さんが来て、昔より少なくなってきた、なかなかお客さんが来てくれないって先ほどお話になりますが、投資をして、新しい設備、新しいサービスを入れていかなければいけないですけれども、なかなかそこが、投資する一歩が踏み出せないっていう、そういうお話も聞

いておりますので、そういった点で、もちろん受皿としての整備体制というのも、町はしていかなければいけないですが、このサービスを受ける側のニーズ、ここもうちは把握した上でやっていかなければいけないのかなと思っています。

○議長（酒井圭治君） 金元君。

○6番（金元直栄君） ちょっと過ぎてしまったのですが、もう一回、一応先に戻ってですね、この事業所は介護福祉士という有資格者がいなくなって、事業所要件を満たさないっていうことで、閉鎖するっていうことですが、何で介護福祉士が確保できないのか。その辺を行政としてはどう考えているかです。これ一言だけお願いしたい。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） 事業継続に向けてその事業所さんに新たな人材を求めることはしないのか、ということもお話をさせていただきました。

その社会福祉士についても、非常に需要が、どこの事業所でもそういった人材が欲しくて、なかなかすぐには確保できないということで、またその方ですけども、非常に信頼をしていた方、経営の中枢を担っていた方ということで、成り手がいないということで、事業を断念せざるを得なかったということでございます。

○議長（酒井圭治君） 金元君。

○6番（金元直栄君） いわゆるこの分野で働く人たちの待遇の問題は大きいと思います。少し若手になったりすると、本当に子育ても含めて、収入の問題は大きいと思いますね。だから、この分野のその賃金というのは、保育士、看護師なんかも最近言われていますけれども、一般の人たちの賃金から月収にして7～8万違うって言われています。

そういう待遇改善がなかなかできない分野として、この介護に関する人たちの立場というのはあると思いますね。その辺は行政もそういう有資格者の確保について何か相談できるような、行政も社会福祉士なんか確保に非常に苦労しているのは知っていますよ。知っていますけども、そういうことがありながら、相談窓口なんかも設ける必要があるのではないかなって思うところがあります。

ただ、閉鎖した事業所の仕事は本当に社協に引き継がれるのでしょうかっていう意味では、介護報酬が削られて、訪問介護だけやっている事業所は経営が苦しいということを全国的に言われています。それで、共同通信の全国調査もあって、なおかつそれが一面に出てくるという状況だと思いますね。

これは、共産党が発行している赤旗日刊紙ですけど、赤い色で日本地図の塗っ

てあるところが、もう事業所がなくなった自治体です。もう一つしかなくなった、黒いところがなくなったとこ、赤いところは事業所が一つになったところ、こういう地図が出ていますが、これが結構今、全国でも騒がれているわけですね。

例えば事業所の問題でいうと、社会福祉協議会にぜひ引き継いでもらいたいって言っても、採算の合わない部門を社会福祉協議会、もしくはほかの事業所が引き受けるかっていうことになると思うと大変だと思います。

それにコロナ以降、この分野は人との接触が断たれた時代に、経営はさらに苦しくなって大変だったと思います。そういう中で、特にいわゆる特養などの施設もそういう事業を運営していたのですが、採算の合わない部分から人を引き上げて、ほかの部分に人を張りつけるということで、こういう部門のいわゆる規模縮小もやられているということで、在宅で介護頑張って生活していこうと考えている人たちは、さらに苦しい生活になっているのではないかなと。

特にね、旧老齢年金もらっている人たちって、年間の年金って月4万円ないです。3万5千円、額面ね。そこからいろんな引かれますからね。そうするとね、デイサービスなんかね、4日は利用できないことになっている、いろんなサービスも含めると。そんなことも考えると、周辺地域でどう生活していくかっていうことが非常に大きい。これは介護保険、国全体、特にこういう小さい自治体、周辺地域を抱えているところでは、非常に大事な事業だと思います。

在宅で頑張っている人たちをどう支援していくのかっていうのを、もう少し何らかの形で見ていかないと。事業所が本当になくなって、来てくれなくなると、保険料払っている、介護認定を受けた、でも希望するサービスは受けられない。いわゆる介護難民って言われている状況ですけども、こういうことが実際に起こってしまう状況が見えてくるのではないかな。

そういう意味では、町として、そのときには、例えば、直営でやるってこともあり得ると思いますね。実際にそうやっている自治体は全国にあります。しかし、直営に踏み出すと、行政の持ち出すお金は本当に大きいと。その辺をどうしていくのかいうのも含めてね、ぜひ行政としては考えてほしいと思います。

問題提起でもいいですから、事業所が廃止、閉鎖されるということで大きな話題にもなる、なっていると私は思っているのですが、その辺をもう少し行政としても、相談に乗れる体制を含めて考えていかないと、これからの介護保険制度そのものが揺らぐのではないかなと思います、いかがでしょう。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今社協さんと町は連携を組んでいかなければいけない中で、社協の皆様、今経営改善に努められております。

町も支援をして、専門的なコンサルが今、社協の皆さん一人一人職員さんとお話をされて、どういったところが無駄な、無駄というか効率が悪いのか。どういったところは大事なのか。そういったお話をして、運営がまずうまくいくことが言っていただければ、ということを求められていると思いますし、町もまずそこで出てきた社協の、こういうふうにやっていくっていう話を聞かせていただいて、じゃあ、この部門をお願いするのであれば、赤字が出るのであれば、公共的なサービスなので町は補填しましょう。ただ、その町が出すお金も、周りの社会福祉法人とか社会サービスがそのお金で、一緒の補助金でやっている中で、もしくは自立でやっている中で、社協さんのそのサービスにだけ町が特別にお金を出すということは、逆に言うと、ほかの民間事業者、今回オレンジさんのようなところがまた撤退をしてしまうようなことになって駄目。そこはしっかりやっていかなくては、判断していかなければいけないと思います。

ただ、今本当に期待していますのは、社協さんが自ら今経営改善に努められていますので、そこの方針が出てきまして、こういう中で、建設的に町も話をしていきたいと思いますし、今まで社協さんいろいろ大変な中で改革ができなかったところ、これ改革するにはいろいろな費用とか負担とかそういったのがかかる場合は、耳を傾けて寄り添っていききたいと思います。そこは社協さんが永平寺町とタッグを組んでくれることで、よく最終的な福祉の受皿という言葉もありますので、そこがしっかりしていつてくれることが、町民の皆さんの安心にもつながると思いますので、今社協の経営改善を今見守っているところです。

もうすぐ回答が出てくると思って、決して今、ここの受皿を社協さんをお願いするとまで言ってない、何も言ってない。そこは言っていませんので、そこはご理解を。

○議長（酒井圭治君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 町長言われたように、本当にこれを据えて、こういう事業を支えていく、そういうことも含めて考えていってほしいと思います。

次、質問2つ目にいきます。

義務教育の無償化へもう一步ということで、本町の学校給食の無償化については非常に大きいインパクト、県内では与えてきたと思います。義務教育の無償化は、今まで全国的な課題となっていると思っています。少子高齢、少子化の中で

は特に。教育費への負担の軽減の問題は単に義務教育だけの問題ではなく、日本の将来に関わる問題としても、高等教育にも一歩踏み込んできているのが国の姿勢でもあります。

そんな中、随分とたちましたが、本町の小中での給食無償化は、全県、今や全国にも大きな反響を呼んだと思っています。今では、県内でも多くの自治体が給食の無償化や、何らかの支援に取り組むようになってきているところです。

また、無償化への首長からの発言も聞かれるところです。

今回の提示はですね、例えば、小中学生の学校生活の中で一番大きな楽しみの一つですが、修学旅行だと私は思っていますが、この負担は大きいと思います。中学生では毎月幾らぐらいの積立てで総額幾らになるのか。小学生ではどれくらい修学旅行にかかるのか。その辺お聞きしたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） お答えさせていただきます。

修学旅行につきましては、学校と旅行会社が相談しまして内容とか予算を設計しているというところでございます。

小学校の費用につきましては、奈良の方面になりますけれども、1泊2日で費用は約3万5千円になります。

中学校につきましては、東京方面ということで、2泊3日ということで、費用は約8万円となっております。

費用につきましては、小学校4年生から毎月、4年生から毎月1,800円の徴収。中学につきましては、1年生から毎月4千円ということで積立てをしております。一時に多額の負担がかからないように配慮しているところでございます。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 金元君。

○6番（金元直栄君） そういう中でいわゆる何らかの都合で修学旅行に行けなく子はいるのか。もしいるとしたらその数。独り親家庭の数とか、独り親家庭の子供の数。特に独り親家庭で2人以上いる家庭の数とか、うち就学援助者の数と支援の状況なんかいうのとは、いわゆる関係があるのかどうか聞きたいので、いかがでしょう。

○議長（酒井圭治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） 申し上げます。

まず修学旅行につきましては、同級生とか宿泊することで交流も楽しみにして

おりますので、児童生徒はほぼ参加、全員参加しているところでございます。

ただ、まれに欠席する児童生徒もいますが、主な理由としまして、やはり通常学校に行けないということや、不登校の児童生徒というふうになります。大人数での行動に対する不安とか、抵抗感から参加が難しい場合もありますし、ただ一方で、ふだんは不登校ということになるのですが、修学旅行には参加できるという児童も少なくないとは伺っております。

また、これまで経済的な理由で参加できなかった児童生徒はいないと伺っております。

あと、就学支援につきましたの就学援助事業も行っておりますが、令和7年の4月1日現在の独り親家庭の世帯について申し上げます。51世帯あります。児童生徒は71名です。また、2人以上いる世帯については33世帯となっております。

就学援助の対象のことですが、独り親家庭で就学援助を受けています児童生徒数について、3か年の実績を申し上げたいと思います。令和6年度につきましたは、小学校は44名、中学校は19名、世帯数でいうと43世帯に対しまして、援助額としまして、171万9千円というふうになっております。令和5年度につきましたは、小学校は42名、中学校は25名で、46世帯に対しまして援助額は217万9千円。令和4年につきましたは、小学校は44名、中学校は27名、50世帯に対しまして229万2千円の援助額となっております。

いずれにしても、就学援助認定の9割が独り親家庭となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） 金元君。

○6番（金元直栄君） いろいろ聞いてみますと、やはり修学旅行の負担、結構重く感じている人もいらっしゃるようです。

いわゆるそういう独り親家庭なんかへの支援なんかもやられていると思うのですが、就学援助を受けている数の9割が独り親家庭ということですが、ただ独り親家庭の数はもっと多いですね。本来、独り親家庭って大体就学援助。子供さんも4人いたら、ほぼ就学援助を受ける対象になるっていうのを聞いたことあるのですが、そんなことを考えると、やはりかなり負担の問題では、特に独り親家庭なんかは、今は生活、物価どんどん上がっている中で、どうしていくかっていうのが大きな、僕は課題ではないかな、生活を支えるっていう意味でね。生活を

支えるということは学習も、子供たちの学習も支えるということですから、その
辺、何か支援というのは、やっていただいいですが、何か考えているのでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） 独り親家庭であっても、何ていうのですか、収入が
多い場合とかは申請してこない場合もございます。

修学旅行費以外についてですね、いわゆる隠れ教育費と呼ばれるような費用も
あります。それにつきましては、学用品費とか校外学習活動費とか体育用品費と
かP T A会費につきましても、就学援助の対象として支援を行っているところで
ございます。

今後におかれましても、経済的な理由によってですね、就学が困難と認められ
る児童生徒、保護者に対しまして義務教育に必要な経費の支援を適切に行ってい
きたいなと思っております。

○議長（酒井圭治君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 本町っていうか、福井県の就学援助というのを、子供さんの
いわゆる支援ですが、以前はもう学校でいろいろ負担の問題で、遅れたりしてい
る子に対して、申請したらどうかっていうのを校長が判断している時期があった
と思いますね、以前は。

ところが、就学援助というのは相互扶助の一つの形態ですから、関西大阪圏内
なんかでいくと、4件に1件ぐらいは就学援助を受けているっていう話も聞いた
ことがあります。そういうことを考えると、もっと多く就学援助できればいいです
が、なかなかそうつながらない。これはプライドの問題もあって、そういうこと
を受けないっていう人たちもいるので、そこらは、支給は、もしいろんな条件が
あれば支給が原則っていうことで、いろいろ対応することも大事ではないかなと
私は思いますね。その辺考えると、何らかの形でもう少しその部分での支援を考
えてもいいのではないかなと思いますが、その辺はいかがでしょう。

○議長（酒井圭治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） 先ほども申し上げましたけれども、この就学援助の
支援につきましては、その方だけじゃなくて世帯全体の年間収益に対して、基準
額より下回っている場合は、就学援助するということになっていきますので、例え
ば独り親であっても収入が多い場合には、援助の対象にはならないということに
なっております。

また、就学援助の周知ということにつきましては、4月の早い段階で学校を通

じて、全家庭に通知しているところでありますし、申請につきましても、校長が一応確認した上で、学校協会のほうに申請を出してきているという仕組みになっております。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 就学援助の問題については、議会でも割と問題になったことがあって、行政もね、全国的にもみんなに周知するようにしようということやられてきたということもあったのですが、その入学準備金をどうするかって話も当時ありました。それにしても、その辺は僕らの日本の教育を支える一つの生命線だと思うので、そこは十分考えてほしいと思います。

ただ、ほかの自治体を見てみますと、例えば首長の発言も見えますね。それは教育日本一を目指すとかいうことで、いろんな支援も考えとかいう自治体もあるようです。

特に私らが視察に行った島根県の邑南町っていうところでは、独り親家庭を町営住宅に、周辺地域にある町営住宅に誘致して、町内でいろいろ働いてもらう。仕事も用意する。さっきの話じゃないですけども、そういう介護の仕事なんかに就いてまして、安い家賃でいろいろ援助するということをやっているところもあるので、僕は単に教育費だけの支援だけじゃなしに、もう少し総合的な何か考えられると、本町にもっと、いやあそこは仕事まで世話してくれるということで、それというのは男の話ですけど、なんだよねっていう話になる可能性もあるので、ぜひね、そういうことも含めて取り組んでほしいなと思いますが。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 就学援助、これ金元議員、上田議員が特にこの四、五年前には、もっと前になりますかね、あのときいろいろなやり取りをした中で、この就学援助の在り方っていうのも、あれは1年ずれ、遅れていたのを戻すべきだということで戻させていただいて、改めてこの就学援助の在り方とか、使いやすいようにっていうのも進めてきた経緯があると思います。議論することで大事だと思っていまして、今数年たちましたので、また一度公聴会で、またもっとこういうってやっていると思いますけど、またぜひやっていただきたいなと思います。

あと、教育日本一とかいろいろ子育て日本一とかあると思います。

実は皆さん行かれた南箕輪村、実は永平寺町、それと同水準のサービスを行っております。ここでそういうどんどん教育日本一、子育て日本一っていうことを、

これはサービスを受けている方、もう一つはそこを担当している職員。それは子育てであっても防災であっても、福祉であっても、その職員が日本一、日本一だと町民の方が思っていたるように頑張るっていうのは、僕大事だと思って、これ今、この前も楠議員の質問でもさせていただいたのですが、日本一にする、ここにやるっていうと、そのサービスを受けてない、外れる方々から、なんでそこばかりで、私たち駄目なんじゃないかっていう意見を聞くこともあります。町としてはもう全てが、町民の皆さんが日本一とかそう思っていたるようにやっていきたいと思いますし、ただ、給食無償化したときも、議員も本当に無償化していいのかっていうのは、度々質問もいただいておりまして、昔は働いて、働くのが当たり前だっていうそういった意見もあったのですが、私は今そういった方々には、私が子供の頃は介護保険も消費税もなく、高齢者の皆さんは医療費が無料という時代があった。

ただ、今はもう本当に若い人たちが、消費税も介護保険も社会保障の負担とか、また人手不足で、働かなければ大変な状況になっている。そういった方々を、子育てを町民みんなで支えることによって、好循環、先輩方を支えるそういった好循環できますよというのを訴えていっていますので、私としてはもちろん全ての事業を日本一のまちになるようにという思いは持っていますが、ここの部分だけは日本一というのではなしに、そこはサービスを受けている方がうちのこのサービスは福井一、一番いいわとかそう言っていただけるよう取組を目指していますので、またご理解をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 3つ目の質問に移っていきます。

ぜひね、そんな時間が無くなってしまうので、焦っています、町長長いなって。

3つ目は荒い天候と米作り。令和の米騒動から見てくるこれからの米作りということで、質問を準備しました。これに当たっては、農林課にね、細かい数字を出して調査していただきました。本当にありがとうございます。よく見えるなと思っています。始めていきます。

最初に7月から8月にかけての渇水時には、各農業者や団体から声や要望も集まっていたのだと思いますが、渇水対策経費への専決での早い対応と支援については、前日水確保のためにポンプの設置や燃料の補給、各種ホースやパイプ等、これらを総動員し、連日、夜中も奔走した人たちとともに、再度、町の早い対応には感謝いたします。

ただ、国などの対応を見ていると疑問なのは、このいわゆる渇水、激甚災害級ってよく言われるのですが、激甚災害というのがありますが、天候のことでいうと、大雨や大雪に対してはその被害規模により割と早く激甚災害の指定がされるのですが、対応もされるのですが、逆に雨が全く降らない場合はどうでしょう。この少雨渇水激甚災害級という言葉聞くのですが、2023年、一昨年のことですが、新潟県では米の一等比率が1割台に落ち込んだという話がありました。小雨渇水の影響があったというのに、渇水で激甚災害の指定というのはあんまり聞いたことがないように私は思います。

令和6年の全国的な冷害のときもそうでした。令和6年のことで答弁された話があったと思いますが、令和6年は冷害でしたよ。私など、ひどい田は稲の穂に実が入らず、一反当たりの収量ですね、180キロというのがありました。農共済から指摘を受けて230キロで出したのですが、そんなに取れないよって、もっと少ないって言われた覚えがあります。それも災害指定というのはなかったように思いますね。

今回の少雨渇水で家の裏の谷川は流れるのをやめました、流れていませんでした。田んぼの稲、一旦水不足で全面にひび割れが生じ、土が白く乾いてしまうと、稲の生育がうせ、葉がよれて色が変わってしまいます。いよいよ枯れると、色が変わったまま枯れてしまうと、倒伏してしまうっていうのが出てくるのですが、一旦水不足で色が変わったものの、その後の雨などが降り、ちゃんと育っているように見えても、出てきた穂には実の入るもみが少なくなってしまう。だからシヨン立っているのですが、シヨンと立ったまま、ほぼ立ったままっていうのが見られます。頭は、頭というのは穂ですね、は垂れることなく立っています。一見ちゃんと育っているように見えても、生育不足となっている状況が見られます。特にコシヒカリでは顕著です。

私が稲作りをしている吉野地区の吉野土地改良区では、当時、担い手育成型の圃場整備を行い、1ヘクタール以上の区画でも4分の1以上を設け、全体としても大区画で整備したのですが、この大区画が水不足の原因になってはいないかとも思っています。といいますのも、区画が大きいほど大量の水がないと、田に水は行き渡らないわけです。この区画整理のときに、それまでにはなかった、合計ですね、2ヘクタールほどのため池、2か所のため池で2ヘクタールになる、以上になりますが、3か所にポンプ場を設け、水をくみ上げ、井戸まで掘って水の確保計画に沿って整備したのに、それでも水が足りないというのは今回でした。

水田への作付けというのは、国民の食糧確保につながるものです。

再生産可能な米価の保証が必要だというのは、今回その保証は今の場合は横に置いて、最近の天候を見ていると、米生産、連作して作れることの要と言われている水の確保について、吉野地区でもため池の増設や井戸の掘削を含め、見直しが必要なのではないかと思いますが、どうでしょうか。

これについては、川崎議員の質問でもあったように思いますが、実際そういう時期にもう来ているのではないかと思いますがいかがでしょう。

○議長（酒井圭治君） 農林課長。

○農林課長（島田通正君） その件につきましては、昨日の川崎議員さんの答弁でもお答えしましたが、各地区の土地改良区、地元農家組合と話し合いを持ちながら、今後の計画を練り、環境整備に努めていきたいと考えております。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 昨日も農林課長の答弁だったのですが、これからこういうことを想定しておかなければいけないって。今回は急に対応しましたが、それは焦ることなく、今年はおかしいなと思った時点で何か対応できるようにしておけば、米が安定供給できる、還元できると思って、そういった点でハードの整備とかバックアップとか等も思いますし、例えば今回思っているのが、融雪の水、融雪の水は冬しか使えませんので、この水をいざというときには渇水対策に使えないか。今轟が一つ仕組みになっていますので、そういったのもできないか。また、例えばいろんな渇水はふだん使っていないですけど、渇水とかいざというときにしか使わないような設備、こういったものも、実はふだん使わないからこそ投資がしにくいっていうか、ですけど、逆に言うと、そういったところは何か設備の応援ができないかとか。中期、もちろん短期的にはありますが、中期長期こういったことを考えながら、やっていきたいなと思います。

用水、農水、川の水っていうのも大事ですが、既存の、例えば融雪、吉野は融雪があまりないので、またそういった設備でやっていかなければいけないなと思いますが、そういったのも今考えながらやっていきたいなと思いますので、またいろいろなお提案もさせていただくと思います。よろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） 金元君。

○6番（金元直栄君） ぜひお願いしたいと思います。

実は、今回の渇水では、荒川もほぼ水が流れなくなって、要するにポンプはあっても、揚げる水がないですね。ため池は、底が見えていると。そうなるくる

ともうどうしようもない。さらに少ない水ですから、大きいタンクにはかからないっていう悪循環の繰り返しで、大変な状況でした。これはこれとして、今後いろいろ地元の人たちと相談していってもらえるものと思います。

次、この中で次ですが、米問題の第2は、いわゆる令和の米騒動のことですが、米価高騰で米騒動になったというものの、原因、実は米の生産量不足による米騒動だったわけですね。先に値段が上がったときにワッと騒ぎ出したのですが、実はその根っこがあったということです。

2020年の春には、市場は米不足になっていたのですが、国は、米がスーパーから消えたり高騰しているのは東南海地震と津波に備える、市民が備蓄に走ったり、流通の過程で、JAや業者がため込んでいるからと言い、実は2023年の消費量が年間705万トンに対し、米の生産量は661万トンと大きく不足している数字が巷では示されているのに、国は、約40万トンものお米が不足していることは認めずに、結果、対策も取らずに、減反だけ強めてきた結果がこの米騒動になっているということです。

以前ここで、この一般質問で、農林課長に以前、この農林課長じゃない。以前の農林課長の人ですが、質問で1俵当たりの生産原価は幾らかとの問いに対して、県に問い合わせたら1万3千円程度、1俵当たり1万3千円程度と示していると答弁がありましたが、私がその単価に生産者の労賃は計算されているのかと反問すると、実は労賃は入っていない、いなかったということを答弁で言われていました、ことがあります。

地元選出の国会議員は、日本の米は高い。1俵1万円でも高いと声高に言い続けていた頃があります。で、その当時、ハナエチゼンは当時、あっという間に1俵9千円に急落いたしました。生産費を占める生産者の労賃は時給100円とか10円という年もありました。時給ですよ。つまり、生産過程での赤字の補填については、生産者に押しつけていたということです。国は一言、この頃言っていたのは、米価は市場で決まるというだけでした。

当時、ハナエチゼンが9千円という。ところがですね、これよりさらに安い米、米価っていうのがありますよね。皆さんご存じでないかもしれませんが、いわゆる加工米扱いっていうのがありますね。要するに、今でも減反換算分として、生産者に安い価格を押しつけているのが加工米という扱いです。この米を古米として交換してもうけ口をしているとまで言われました、業者が安い生産者米価を押しつけてきた結果は、2000年に174万戸あった米農家が、2020年に

は53万戸に激減している。これ全国の例です。では本町ではどうか。2005年の数字を農林課が示していただきましたが、1,266戸あった生産者が2020年に491戸に減っています。

どうして、こんなに急激に減ってきたのでしょうか。その辺どうお考えですか。

○議長（酒井圭治君） 農林課長。

○農林課長（島田通正君） その点につきましては、全国的な傾向だと思いますけど、米価の価格の低迷で、農家、農業はもうからないということで農業をやめていて、その代わりに、担い手の方に集積してやっていくという形で、農家が激減したものと考えております。

○議長（酒井圭治君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 課長は本当に分かりやすく答弁していただいたなと思いますが、ただ全国でいろいろ言われているのは、この原因は高齢化、だからもう担い手がいらないから減っているというのと、いわゆる今課長が答弁された、採算性が取れないから将来が見えない。当然若い人はこんなことに首を突っ込まない。

ただね、昭和の時代にはね、国は農業で1千万円の所得をとというモデルみたいなのを示したことがあります。県も言っていました。ところが、もう最近はどういう免責要件については一切言わなくなって、当時は1俵当たり2万3千円から2万4千円あったと思いますね、そういう状況です。

もう一つはですね、利益が出ないから、古くなった機械の更新ができずに、更新の時期というか、農業機械が壊れたのを機に離農するっていうのがこれまた多いですね。特に1俵9千円になってから急速に人の数が減っていると私は思っています。こういう中で、この米不足に乗じて、食料生産のためにと講じて、さらに農地の集約化が必要と言い出す人たちがいます。しかし、大規模経営だけでは、米の生産本当に賄えるでしょうかっていうのをお聞きしたいと思います。

ここにきて、マスコミの中から、例えば羽鳥モーニングショーのコメンテーターに玉川さんっていうのがいますけれども、この人はこれからの米の生産は大規模経営で、ここに集中して補助等を行えばよいつていうことを常々言っています。これに応えるかのように、政府の小泉農林大臣や石破首相までも、前首相になるのですが、大規模化へ補助を集中するなどという答弁し、いろいろマスコミと話している。

私はこれらの人に率直に言いたいなと思います。あんたらは米作りって分かっているのかって。

何でこんなこと言うと、よく自民党の先生方が、日本の米は高い、利益分が違う、日本はアメリカに習って200町、300弱町、いわゆる200ヘクタールが300ヘクタールのメガ経営にすれば、コストも安くなるというような、それは本当に可能でしょうかというその答えをお願いします。

○議長（酒井圭治君） 農林課長。

○農林課長（島田通正君） 担い手の意見交換会で金元さんにもお伝えしたのですが、永平寺町は中山間地が、ほぼ中山間地でございます。国とか県が言っていますメガファーマ、無理だということは理解しております。

この点につきましても先日、町長が政策ディスカッションの間におきましても、そういったことで提案をしていただいております。

中山間地に対するそういった農業振興、検討してほしいということと、提案をさせていただいたのと、先日ですかね、JA5連の宮田会長が小泉さんと会見したときも、そういった形で何か農水省の大臣にはお伝えしたみたいなので、国としてどう考えているのかっていうのを、今後注意して見ていきたいなと考えております。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今はそういうのが大事ですけど、一方で今の永平寺町の農家の皆さんは、この今ここまで担い手不足が進んできた中で、大規模化っていうのは必要だろうっていう、その現場の声というのもありますんで、おっしゃるとおり、永平寺町でも個別、大規模化じゃないところに町単で支援をしています、町の思いとしては、そこに支援をすることによって、若い人たちの農家の担い手が育って、またその方が大規模になるかどうかあるけど、手広く広げていってただける、農業で頑張ってただける、そういった思いもありまして、そういった町単で、大規模ではない個別で、ただそこは担い手に認定されたかとかいろいろな条件もありますけど、支援をさせていただいて、ここは担い手になっていただきたい。大きな意味での大きな担い手になっていただきたいという意味もありますので、現場の声で、大型、大規模化にしなければいけないですけど、今、金元さん言うように、この永平寺町では無理やし、その中山間ではその国の基準には全然当てはまらないので、逆に言うと、こういう中山間地の農業を見放すのかみたいな感じのニュアンスもありますので、そこはまたいろんなところに伝えていきたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 本町の場合、数字的にですが、見てみますと、200ヘクタールから300ヘクタールの経営となると、水田面積は約1千ヘクタールで言ったのですが、900ヘクタールぐらいですね。中山間地にある農地は700ヘクタールで、約78%になっている。

では、水田の枚数ですね、田んぼの数ですね、筆数で見ると約8千筆、8千枚ある。1枚の田んぼの平均は1反1畝3分、1,125平米ぐらいと言われていきます。これを200から300ヘクタールだと、三、四人でやれと。三、四人か三、四法人でやれということですが、一つの自治体、法人で2,600枚の田んぼから2千枚程度の田んぼを管理しなければあかんようになります。率直に、僕らはもうとってもそんな、聞くだけでもいやわっていうようになるのですが、では区画を大きくしたらできるのでないかっていう人がありますが、今の圃場整備の基準は、町長も昨日言われていましたが、1区画2ヘクタール以上の田んぼをどれだけその率で作れというのが分かんませんが、全部2ヘクタールにはできないですね。

それでね、日本の国内を見渡してみますと、福井のように割と大区画で圃場整備をされている県というのは割と少ないです。全国的にはまだ二、三割が、区画整理もされてない未整備農地と言われている。

何よりも、国のお米生産の7割はですね、いわゆる規模の小さい家族経営の生産で支えているとも言われているわけですね。それに、本町のように、水田の8割近くが中山間地となっているところでは、2ヘクタールの区画の整備はできませんでしょう。

例えば九頭竜川の両岸の田んぼなどをどれだけ高い土手に囲まれることになるか。2ヘクタールの位置を確認すると。吉野土地改良区でも4分の1が1ヘクタール以上の区画になっていますが、2ヘクタール以上というのはたった2枚です。

疑問として例えば御陵地区を含めた、福井平野の広々とした地域で大区画の水田が整備可能とします。どうなるか。田植をして水を入れる、水は一方に吹き寄せられてしまうっていうのが、この北陸っていうのは、春は北西の風が強くて水が寄せられてしまいます。深水にすればいいんじゃないか。深水にするというのはシャバシャバしちゃって苗が浮きます。植えてない、浮き苗っていうのですが、これが田んぼの隅にぎっしりたまっている。

だから、風で寄せられた田んぼの土が表れたところについてはどうなるのか。除草剤が当然効きませんから、いわゆるひえボーボー、雑草ボーボーの田んぼに

なるってというのが実態ですね。

本当に田んぼってというのは、自然ってというのは、高低差5センチ以内に抑えないと、いわゆる直播、直播って言いますけども、直播しても、直播しても芽が出ないと言われていますから、そういう意味では大変ですし、そのための田んぼの均平、2ヘクタールとか4ヘクタールの田んぼを均平する。その機械だけでも、トラクターでもね、1千万ぐらいのトラクターで引っ張れないですよ。均平だけでも数百万する。もうこんな状況になる。それで本当にやっていけるのかということを含めて、十分考えていってほしいと思います。

町長もそういうことを含めて、これから申入れしていきたいということですので、頑張ってくださいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 頑張ってます。

昨日、川崎議員のところでも質問させていただきましたけど、例えば農業機器をみんなで共同管理する仕組みを提案させていただくなど、大規模化の中で、物理的に無理なことを進められてもというので、中山間地モデルとかそういったいろいろなことも応援してほしいなと思います。

国ももうこれから米が今までの、生産量が少ないということも認めておりますので、この農家の目線でいろいろ提案していきたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（酒井圭治君） 農林課長。

○農林課長（島田通正君） 引き続き、国とか県に要望していきたいと思いますので、またそのときはご協力のほどよろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） 暫時休憩します。

（午前10時02分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、9番、滝波君の質問を許します。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） それでは、最後の質問となりましたけれども、よろしくお願いをいたします。

今回、3つの通告をさせていただきました。

まず1つは続く酷暑による影響とその対策。

2つ目には物価高騰による住民生活への影響、そして3つ目に人口増対策ということであります。

初めに、続く酷暑による影響とその対策ということではありますが、気象庁は9月1日に発表した6月から8月の福井市の天候、平均気温27.5度で、統計開始以降、最高に暑くなったと報道されております。

また、梅雨入りが5月22日頃、梅雨明けが6月29日頃と確定。過去最も早い梅雨明けとなったということでもあります。夏の降水量は平年比69%と少なく、一方、日照時間は平年比137%と多かったと。35度以上の猛暑日は35日と過去最高で、最も暑い夏が長く続き、9月も気温の高い日が続く、残暑が厳しくなる見込みであると伝えております。地球温暖化が予想以上に早く進行し、日常の生活に様々な影響をもたらしております。国も気候変動適応法を令和4年に改正、法施行を令和6年4月とし、熱中症対策を盛り込んでおります。

今年の夏の甲子園は、昨年以上に2部制を取り入れ、球児たちの熱中症対策を講じながら、大会運営をしていたことが大変印象的であります。もはや、この猛暑、酷暑は一過性のものではなく、今後ずっと続くと言われ、それに応じて我々の日常生活を変えていくことが、命を守ることにつながるのではないのでしょうか。

広報永平寺9月号の10ページには、令和7年6月、熱中症による救急搬送人員は全国で1万7,229人と最も多かったということでありました。

町長の所信表明の中でも、熱中症での搬送は数件であったということではありますが、現実的にはどのぐらいのあったのでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 消防長。

○消防長（宮川昌士君） 昨日までの熱中症での搬送につきましては、8件、はい。

昨年度は15件です。4月から始まって、残暑が残る10月後半ぐらいまでの件数でいきますと、昨年は15件で、今のところ8件です。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） この8件というと、やはり高齢者が多いのでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 消防長。

○消防長（宮川昌士君） 8件の内訳ですが、11歳の子供さんが1名と67歳、高齢になりますが2名、あとは一般の方です。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） そこで現状どういう影響があったかっていうのを、どういう影響があったのか、またそれに対してどう対策をしたのかっていうのを、通告に従いましてお尋ねをいたしたいと思います。

まず子供たちについてであります。学校や幼稚園ではどのような影響があり、どのような対策をしていたのでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 防災安全課長。

暫時休憩します。

（午前10時34分 休憩）

（午前10時36分 再開）

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き、再開します。

学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） それでは申し上げます。

まず、先ほど消防長からもちっとお話あったと思いますが、1名の方ですが、児童ですが、搬送された方がいらっしゃる、児童がいらっしゃいました。この方御陵小学校の体育祭で少し気分が悪くなったっていうことで搬送されたっていう事例があります。ちょっとふらつきがあったっていうことです。校長先生の判断と養護教諭の判断で保護者に連絡して、救急車を呼んだっていう事例がありました。その後回復しまして、通常どおりの学校生活を送っているということは聞いております。

また、学校現場ではですね、熱中症の事故防止について児童生徒の健康と安全を最優先にしながら、学校は学習活動を継続できるよう、次の対策を取っております。

まず1つ目は環境面での対策ということで、当然ながらエアコンが各教室についておりますので、適切な温度管理ということをしています。

また、それに合わせまして扇風機とかサーキュレーターでの空調の循環、あと、水筒を必ず持ってきてくださいっていうことを、徹底しているというところでございます。

2つ目は授業とか活動の工夫っていうことで、ご存じのとおり、気温とかWBGTという暑さ指数ですね、それに基づいての運動制限とか時間の調整なども行っております。体育の時間ではですね、涼しい時間帯の期間を使って時間を変更

するとか、また休日の部活動も、朝早くとかまた夕方に実施するとか、そういうことを行っております。

また、暑さによってですが、体育の内容ですね、運動から保健のほうに切り替えるということも対応していくということになっております。適切な休憩と水分、当然ながら水分、あと塩分タブレットを活用してということと、必要に応じたですねテントを準備して、日陰の確保ということもしているということでございます。

あと、児童生徒への配慮ということです。登下校時の軽装というか、制服ではなくても体操服の半袖でも半ズボンでもいいですよっていう、両方、制服でも来ていいですし、体操服でもいいですよっていうことで、取り組ませていただいております。

また、朝の健康観察ということで、先生方に体温とか体調の、体調管理ですね、対応等の管理をしていただくということなんです。

また、児童生徒にはですね、めまいとか頭痛とか吐き気などですね、熱中症の初期状態が出ると思いますが、これが生徒自身にも指導をしているところでございます。

あと教員につきましてはですね、教員とか学校の体制につきましては、当然ながら熱中症アラートなどの情報共有をして、先ほど申しましたWBGTの暑さ指数で、計測器がありますので、そちらを活用しまして、活動の中止とか延期とか変更の判断をしているというところでございます。

また、活動において、児童生徒の疲労状態も把握しながら、異常が見られた場合には応急処置を行うなどの適切な対応を行っているところでございます。

このほか家庭におきまして朝食を必ず取ってほしいと。十分な睡眠の確保も熱中症の対策として重要であることから、保護者の皆さんとも連携しながら、子供たちの健康、安全を守っていきたいということで、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） この6月、7月は非常に雨がほとんど降らず、厳しい暑さでありました。

特に登下校の話ありましたけれども、小学生については、多分ちょうど帰りのときが一番ピークの日照時間ではないかなと思います。長い人で2キロ、3キロ

の道のりを歩いて帰るわけですが、その辺の対策どうされているのかな。

あと、中学生は自転車で坂道を登ったりして、かなりの汗をかきながら帰ってきます。どこかの自治体だったと思いますけども、中学校だったと思いますけども、自転車通学の生徒に、学校から例の冷却ベストを貸し出ししているというようなこともありまして、それを着て通学しているというところもあります。

次に、プールの授業ですけども、やはり6、7月やられたのだろうと思いますけれども、これについても9月に変更している学校もあるように聞いております。

先ほど暑さ指数のWBGTを見ながら、というところがありました。要は、この辺の数値とか、あるいは熱中症アラートですか。あの情報をいただきながら、こういった場合にはこのようにするという、いわゆる指針というようなものが決まっているのでしょうか。それとも、それは先生によって、あるいは学校でその辺決めて、統一的なところはないのでしょうか。

あと、中学の制服ですけども、体操服っていう話もいいということですが、極端にポロシャツとかあるいは開襟シャツとかっていうので、首周りが割とすっきりして風通しのいいものにしてはっていうような、そういうところもあるようであります。

教育活動の事故っていうのは往々にして責任問題になりかねません。

先生一人の責任ではなく、学校や、いわゆる行政がその行動の指針を明確にして、それに準じるような行動が大切ではないかと思っているのですけれども、そういうようなことができているのでしょうか。今後するようなことがあるのでしょうか。

9月も猛暑が続きます。

熱中症と隣り合わせの状況の中で、生徒たちは学校生活を送らなければならないので、子供を守ること、それが大人の務めだろうと思いますので、ぜひその辺は教育長が先頭に立って考えていただきたいと思います。今言ったようなことをぜひ活用していただい、導入していただくことを検討はいただけますでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 竹内教育長。

○教育長（竹内康高君） まず登下校について、議員おっしゃるとおりですね、帰るところがちょうど暑いところなので、今子供たちには日傘であるとか、こういった、これは自前ですけども、冷えるやつですね、そういったものという形で。それとあと、保護者の方によっては、そのお迎えもしていただくというような形で

お願いをしています。

それから、中学生については、先ほどのベストというものには何もしてないですけど、それぞれの子供たちで考えるという形で進めております。

それからプールなんかもですね、水温と気温とで65度以上だともう入れないというそういうのはもう指針として決めてありまして、学校によってはできるだけ早く、特に中学生はふだんのプールはないので、小学生については時間を今まではお昼頃っていうのをやっていたのを、もう朝一でというような形で、時間をずらして行って、夏休みの開放ですね、小学校の開放についても、教育委員会がこういう基準でという形で一齐にやるということで、学校長会を通して教育委員会と一緒にいろんなルールを決めさせていただいて、その中でも本当に安全に学習ができる形を取っております。

それから、先ほどのシャツの件も、軽装化ということで、一応今10月3日まででは体操服でも制服でもいいよという形で、これ一齐に指示を出させていただいて、それに対応していこうということで今決めております。

議員おっしゃるとおりですね、本当に今回のこの暑さはもう異常気象だということで、そこら辺も校長会と現場とですね、話をしながらいかに子供目線で、子供の立場で、議員おっしゃる、歩いて登下校していますので、その安全を担保するということは考えております。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） ぜひ、通常今までの常識で考えられるような暑さではないので、生活も学校生活も変えていく必要があると思います。

今年体育館のエアコンが導入されるということで、その後は非常にね、期待できるとは思いますけれども、今期やはり夏の体育の授業、グラウンドでできない場合もあると思います。

ぜひ、そういう数値を見ながら、指針に向かって定めていただいて、ぜひ取り組んでいただきたいなと思っております。

よろしくお願いいたします。

次に、高齢者のことであります。

高齢者、特に独り暮らしや老老世帯では暑さを感じない、あるいは節約などと言われてエアコンをつけないで、部屋に閉じ籠もるというのが非常に危険であります。かといって、四六時中その人についていることもできません。

まずは、熱中症はとても危険であり、誰でもなってしまう恐ろしい病気であることを認識することが大事だと思っております。

本町では高齢者に対してどのようなことをされていますか。

影響とその対策を教えてください。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） 見守りについてですけれども、気象状況を見ながらですね、民生委員、在宅介護支援センターを通じて注意喚起を行っております。

自主的な場合もございますし、こちらのほうから一度見てきてくれというふうをお願いする場合、両方ございます。その中で近所の通報によって脱水症状のある方を発見して、救急搬送に至ったという事例もございました。

これからも、民生委員、在宅介護支援センター、いろんな支援される方のお力を借りながらですね、注意喚起、見守り活動を継続していきたいと思っています。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 先ほど9月の広報誌見てみますと、6月の熱中症の全国の統計を見ますと、やはり高齢者が60％となっておりますし、しかもどこで搬送したかというのは、住居というのが約40％とトップになっております。ここが一番危険かなと思っているわけです。

今ほど課長の答弁で、この人にはちょっと見てきてほしいという話がありましたが、そのこの人っていうのはある意味限定されて、こういう人を対象にということはあるのでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） 独り暮らしの高齢者っていうのが大半を占めております。夫婦世帯であっても、両方の方がもう介護をされていて、非常に生活的に困難のある方、そういった方が中心となっています。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 他県の例ですけれども、群馬県上野村という、全ての65歳の高齢者約500名に訪問面接を行い、熱中症リスクスクリーニングシートを作成したということです。

それに基づき、熱中症リスク、ハイ、ミドル、ロウの3段階に分けて評価をし、リスクに応じた対策を行っているそうです。

ハイリスクの方には、熱中症警戒アラートが発生され、あるいは暑さ指数が30を超えた場合には、平日であれば訪問、休日であれば電話をして、危険な暑さ

であることを伝え、外出自粛の指導、室内を冷やす、水分補給の支援を行っております。また、ミドル、ロウのリスク者には保水力の向上を目的とした、筋肉量トレーニングを7分間の番組に作成し、ケーブルテレビで1日3回発信、訪問して運動指導を実施しているということです。同時に、その土地の方言を使って予防チラシを作成し、訪問し、説明を懇切丁寧にしているということでもあります。

ある町では高齢者宅に温度計とその熱中症のチラシを配布し、チラシには、温度計の数値に合わせてエアコンを適切に操作するというようなことで、自らの命を守るように啓発をしているそうです。

このようなよく似た取組っているのは、永平寺ではやってらっしゃるのでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） 本町の65歳以上の高齢者はですね、全部で5,700人います。先ほど500人と言いましたが、実際の規模が分からないので、参考にならないですが、その5,700人全てを対応するということは非常に現実的じゃないかなと思っています。

広報誌の中で、6月、7月、8月の熱中症に関する注意喚起の広報も行っています。先ほど独り暮らしとか高齢者の方、400人から500人の間の数字だったと思いますけど、その方については重点的に民生委員とか在宅間介護支援センターを通じて、今見守りをしているといった状況でございます。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 65歳全員に云々ということは言っていないので、私はそんなことは無理だろうとは思っていますが、例えば75歳以上でもいいですし、後期高齢の方、あるいは独り暮らし、あるいは高齢世帯で、何となくリスクの分別をして、それに応じてやるということが大事なのかなということと、もう一つは、今の熱中症のいろんな情報が発信されますので、それによってどうやるかということを考えなければならないのではないかなと思います。

先ほど言いましたとおり、高齢者の自宅での熱中症というのが一番多いという統計から考えると、少し手間はかかるかも分かりませんが、人を介したやり方しかないのかなと思っています。

大きい市ではないので、本町は。リスクをぐっと縮めた場合にできないかなと思いますけど、いかがでしょう。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） なかなか、その全部管理をしていく、しかも期間の限定のだから、なかなか理想はあるのですが、難しいところだと。この今回お話ししています、今タブレットを使って、高齢者の見守りとか、脳トレとか連絡網とか、そういった中に今、他市町と一緒に今何かアプリをつくっていこうという話もありますので、今ご提案いただいたそういったこと、例えば今、体調が悪かったらこのボタンを押してほしいとか、今水を飲んで、そろそろ飲んでくださいとか、何かそういったのがつながれるような技術を使って、できるというのは提案させていただきますと思います。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） ぜひ、そういう点があるかも分かりませんので、ぜひ見守りを徹底してやっていただけたらなと思っております。

それから、次に行きますね。クーリングシェルターについてであります。この9月の広報でもありますように、本町では24か所クーリングシェルターがあるということではありますが、涼みどころも兼ねている施設が20施設あります。あんまり勉強不足で、この違いがよく分かりませんが、クーリングシェルターと涼みどころと。本町はこれに利用して熱中症対策になっているというお話を聞いているわけですが、どれくらい利用されているのでしょうか。分かたら教えていただきたい。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） まずクーリングシェルターですけれども、特別警戒アラートっていう、熱中症警戒アラートでなくて、その上の特別警戒アラートが発令されたときに、避難場所として設置する施設。それが24か所を今指定しております。しかし、現在までに特別警戒アラートの設置はしております。涼みどころについては、町民の方がいつでも気軽に涼んでもらえる場所ということで、21施設、町内の施設を21施設、郵便局も含めてですが、開放しているところがございます。気軽に利用してもらうという趣旨からですね、利用者名までも把握はしてございませんが、松岡公民館では、以前鉄道の待ち時間に多くの方が利用している。

以上でございます。

また、そのほかの施設においても、その涼みどころには水分の補給のペットボトルでありますとかタブレットを置いてあるのですが、ちょくちょくと数が減っているという状況があります。そのことから、多少なりとも利用されているの

かなというふうに思って、ことが確認できています、はい。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 分かりました、すいません。

そういう意味では、涼みどころにはね、気軽に来てくださってというような広報になっていますので、そういうことですね。ぜひ、水分の補給する部分はあるというふうにお話しいただきましたが、例えば血圧計が置いてあるとか、少し簡単な健康調査できるようなものがあるという、非常にそこも、それにも利用できるのかなって思っております。ぜひ、そこをね、十分活用していただけたらなと思っております。

続きまして、これシャープっていうのでないですね。シャープでいいですか。シャープ7119大人の救急医療電話相談。福井県が実施しているやつで、24時間受け付けております。これも非常に効果的というような冒頭のお話がありましたが、どれくらい、これ相談件数があるのかっていうのは分かるのでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 宮川消防長。

○消防長（宮川昌士君） 福井県版シャープ7119。これ私たちはどんな119ということで、覚えやすく皆様に連絡しているところですが、今、去年の10月1日からスタートしました。今年の7月31日までの間での件数が207件、永平寺町だけで207件。そのうち、救急車で行ったほうがいいですよと言われたのが32件であります。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） その中でも熱中症のような話も出てきているわけでしょうね。

○議長（酒井圭治君） 宮川消防長。

○消防長（宮川昌士君） これにつきましては、熱中症という診断は救急車で病院に行きます。そうしますと、初診に医師のほうから熱中症ですよって言われて初めて熱中症っていうことで、体がだるいとか、脱水の症状だとかっていうのもこういうところでお話はされていると思いますけども、これに関しての救急出動というのは分かりません。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） そうというような事例もあるだろうと思います。

ぜひ、役場のあそこに大きな看板立っているやつですね。

○議長（酒井圭治君） 宮川消防長。

○消防長（宮川昌士君） 皆様よくご存じだと思いますが、この、こういう広報の看板とか、それからこういうチラシはありますが、まず本庁の前の掲示板にずっと掲示させていただいています。

それから、各支所は懸垂幕で広報をさせていただいて、それから毎月の町の広報誌に必ず載せてあります、どういうことかっていうことで。それから、各町内89地区全てにおいて、これのちょっと大きいやつ、A2番のサイズのやつを会館または集落センターのほうに掲示していただくということで、この当時配布させていただいております。それから、町内の公共施設につきましては、68か所全てにおいて、小中学校幼稚園も全てにおいて、このポスターを貼らせていただいて広報活動を行っております。

福井県の大人の救急医療相談シャープ7119ということで、町内の防火指導とか防災指導、または町長、自分も行くのですが、防災防犯講座のときでも、こういうのがありますよということで、皆様には周知をしているところでございます。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） シャープ7119、県がやってくれていまして、今、消防庁に永平寺町の方、利用は多くなって本当にいいことだなと思います。

今回、この内容はどういう相談かというのは教えていただけないっていうことですけど、今年8件、今熱中症で搬送あったのですが、昨年より少ない。15件というのが今8件になったというのは、ちょっと体調悪くなったらシャープ7119を利用されている方、相談されてから対応されている方がいるのかなという一定の、熱中症だけではないですけど、そういう相談できるところもできているのは安心につながっているかなというふうに感じております。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 熱中症のそういうのも熱中症の警戒アラートの話でもありますけれども、やっぱり広報が大事だろうと思います。

町民に目に入るようなところで、公共施設もいいですけど、なかなかそこへ行く人はいいいですけども、なかなか見えないというところで、例えば清掃業者、ゴミ収集車に貼るとか、あるいはコミバスは毎日走っていますので、そこに貼るとかっていうようなことも大きな宣伝になるのかなと思います。多分、他市でもやっていると思うので、ぜひその辺もご検討いただけたらと思います。

次に産業分野です。

農業についてはね、先ほどありましたが、例えば建設とか物流の作業効率の低下などで工期が遅れるとかっていうことはないのでしょうか。

あるいは飲食関係についてはいかがでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（寺岡孝純君） 商工会さんへ確認させていただきましたところ、直接的なそういった被害とかっていうのは特に聞いておりませんけども、やはり町内事業者の状況といたしまして、従業員の暑さ対策といたしまして、県の補助などを活用しました、空調つき作業服の購入などを対策として行っているというふうにお聞きしておりますし、また町のほうでもですね、これは令和5年になるのですけども、国の交付金、経営環境改善事業補助等を活用しまして、空調の入れ替えなんかを行うことで、事業所また従業員の働き方改革につなげているとお聞きしております。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 契約管財課で工期が遅れるということは、そういうことはないのでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 契約管財課長。

○契約管財課長（朝日清智君） 今回のこの酷暑について、各工事監督には工事打合せの中でしっかり休憩を取るとか、そういった熱中症対策の水分を取るとか、そういった指導はしております。

ただし、今言われた工期に関しては、当初適正な工期ということで持っておりますので、工期の延長というのは今のところございません。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） では、農業についてですけれども、これだけの暑いところで被害があるのは存じているのですけども、例えば新聞報道でもありました、こういうね、暑い熱中に強い稲を使おうっていうようなことで、福井県でいうと、ハナエチゼン、いちほまれもそうなんかなってというようなことも言われています。

今の本町の農業政策の中で非常にマッチしているのかなとは思いますが、その辺いかがでしょう。

○議長（酒井圭治君） 農林課長。

○農林課長（島田通正君） 今、滝波議員さんおっしゃったとおり、暑さにはやっぱり高温に強い品種っていうのが今、日本全国で進められると思いますけど、町としましてもいちほまれの推進を展開していますので、引き続き、いちほまれの推進を図っていきたいと考えております。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 現実的に、どの辺までこれ広がっているのでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 農林課長。

○農林課長（島田通正君） いちほまれにつきましては、県のブランド推進協議会の中で制限がかかっておりまして、作れる人がちょっと限定されておりまして、そういった形でちょっと町のほうも、そういった少し決まり事をちょっと緩和してくれないかという形で知事のほうにはちょっと要望させてもらって、取りあえず皆さんが作れるような形で、ちょっといちほまれの推進を図っていききたいと考えております。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 実際に農業者からはそういうような問合せといいますか、そういうような要望とかはあるのでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 農林課長。

○農林課長（島田通正君） はい。いちほまれ作っていきたいって方はもうお聞きしております。ただ、やっぱり条件がございまして、その条件をやっぱりクリアするのが厳しいという形になります。はい。

出荷もJA全農、JAに出荷と決まり事がございまして、なかなか決まり事が大変でございまして、そういった点を少し軽減させないかって、ここ最近2年間ちょっと知事要望のほうにちょっとさせていただいている状況でございます。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） では次に、役場業務に支障を来すことがなかったのでしょうかということです。

いろんな業務がありますけれども、特にといいますか、日頃から暑いところで業務しているということで、ちょっと考えてみますと、やっぱり調理員かなと思いますけれども、調理員さん、この夏の暑い6月、7月、そしてこれから9月もなかなか残暑が厳しいので、そういったところでは何か対策、あるいはちょっと今までの業務のやり方とは変えるとかってというようなことはあるのでしょうか。

ちょっと役場全体のことと、特に調理員が気になっていきますので、そういうよ

うなところはいかがでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） 調理員さんにつきましては、調理中はやはり暑いことはあると思います。ですが、各調理場にはエアコンはつけさせていただいているのと、ちょっと面談の中でも、どうしてですか、暑いってということで、水分補給は必ず取ってくださいということを伝えております。

当然暑い場所ですのであれですが、今のところそれでちょっと体調崩したとかそういうことはちょっと伺ってないところでございます、はい。エアコンは効いています、はい。大丈夫だと思っています。

ただ、暑いのは暑いので、そこは何ですけど、エアコンは効いている。またそこは考えさせていただきます。

○議長（酒井圭治君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（清水智昭君） 子育て支援、幼稚園関係についても、やはり水分補給のことは当然ですが、同様ですけども、また休憩室のほうにもかなり空調を整備しておりますので、そういうところでも体調管理っていうところに気を配っております。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 役場全体見ましても、暑さで体調崩したとかそのような事故は起きておりません。

今年ですね、6月から労働安全衛生規則が、改正されまして、事業主として熱中症対策マニュアルというのを作成して、それ周知して気をつけるように、各所属長にも全職員に周知しているところです。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 調理員ですけれども、時間との勝負というところがあるので、なかなか休憩を取らずにやるってところがあるのかなと思います。

5分10分のエアコン効いている部屋での休憩っていうのは、かなり体もクールダウンできるので、そういうことも取り入れながら、体調を万全にして行っていきたいなと思います。

次に、この猛暑酷暑は災害級のものであり、今後もそう簡単に戻るようなことはありません。国は気候変動適応法を制定し、地方公共団体、事業者、国民が連携協力して、適用策を推進するよう言われ、これに基づく地域適用計画を各自治

体で策定するというのが、努力義務として行われているわけですがけれども、本町の場合、災害とかそういうようなところの中で、多くの自治体はその条例か何かの中で条文を用いて、この熱中症対策のことが書かれているところが多いですけれども、本町の場合、何か熱中症に関しての何か決まり事ということは何かあるのでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） 地域防災計画の中でも、今ですと避難所の中での環境とか、そういったところでの熱中症対策がございます。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） ぜひ、先ほど総務課長が言われたように、熱中症アラートのレベルとか、あるいは先ほどの、暑さ指数ですね、数値を見ながら、こういう場合はこういうふうにやっていくっていう指針が多分、先ほどの話した国からでしたか、マニュアルって言いましたっけ。

○防災安全課長（吉田 仁君） 事業方針。

○9番（滝波登喜男君） そういうようなところには載ってないですかね。

○防災安全課長（吉田 仁君） あります、そういう基準。

○9番（滝波登喜男君） 基準にあります。ぜひそれを全町的にね、示していただきながら、働く中で十分熱中症に気をつけていただきたいと思います。

それでは、1番目の質問は終わりました、次に移りたいと思います。

物価高騰による住民生活の影響ということでありますが、米を筆頭に物価高騰が収まりません。今年に値上がりが見込まれる飲食料品は、11月までの公表分で累計2万34品目、昨年の1万2,540品目を大きく上回る水準で、暮らしへの打撃は避けられない状況です。

先般、家計に占める食費の割合を示すエンゲル係数が発表されました。これは5年に一度公表されるもので、今回は2020年から2024年を平均化したものです。全国47都市のうち37都市で過去最高値を示しています。歴史的な高水準となっているということですが、その中で福井市は27.7%で全国14位、全国平均の27.5%を少し上回っております。過去最高値を示したということです。この数値は、高ければ高いほど食費以外に使われるお金が少ない、すなわち、ゆとりある生活が送れないということですが、地域によってはその原因も少々違いが見えてくるものがあります。

1位は大阪、3位は神戸、6位は京都と京阪神が高くなっています。これは、食道楽と言われる大阪や外国文化に親しみの深い神戸といったような、昔から食に関心のある、関心の深い地域と言われるところが高くなっていると。

2位は青森、8位は秋田というふうに、酒類の支出が多いと言われるような地域の特性によるものだそうです。

北陸3県を見てみますと、14位に福井、19位に金沢、27位に富山となっています。共働き世帯や高齢者が多い福井では、価格の高い調理食品への支出が多くなっていることに加え、北陸3県の中で所得水準が多分一番低いのではないかなと思われるということで、北陸でトップとなっているのではないかと推測されます。まさに高齢者、若者など低所得者層にとって死活問題となっており、大きなあおりを受けていると言わざるを得ません。しかし、その実態をどれだけ把握することができるかということは、行政ではなかなか難しいだろうと思いますが、どうつかんでいるかっていうことを、今回の質問で掲げさせていただきました。町民の生活の実情が少しは分かることができるのかなと考えた問いであります。

そのほかにも、こういうことがありますよということがありましたら教えてください。

それでは、一気に答弁をいただきたいと思います。

まず一番には、税の納入状況についてどうですか。

○議長（酒井圭治君） 住民税務課長。

○住民税務課長（池端時枝君） では、令和6年度の主な税の収納状況につきましてお答えさせていただきます。

住民税について、99.68%で、対前年度比0.22ポイントの増、固定資産税について99.32%で、対前年度比0.12ポイントの増、軽自動車税について99.47%で、対前年度比0.21ポイントの増となっております。今のところ大幅な増減は見受けられませんので、物価高騰による影響はないものと思われます。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） では、次に生活保護の申請状況はどうでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） 生活保護ですけれども、今年度は困窮相談の件数が

多い年となっています。半年が経過時点で既に前年度に近い実績数、1.6倍ほどの相談を受けています。生活保護に至った人数も既に昨年度を超えています。

この要因ですけれども、物価高によるものではなく、病気や障害により働くことができなかったこととか、これまでですね、令和5年までですが、社協の生活福祉資金という貸付制度も、困窮者に対する貸付制度があったのですけれども、それが令和5年9月、昨年度9月をもって終了したと。いよいよお金がなくなってきたということで、相談に来るケースが多いということが要因となっており、物価高と直接関係性がないということでございます。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） では、商工業者の経営状況です。

融資とか倒産なども含めてお答えいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（寺岡孝純君） お答えします。

商工会のほうへ確認させていただきましたところ、やはり資材、原材料、電気代等エネルギーの高騰の影響を受けていると。また現在でもですね、物価高騰は続いているとお聞きしている中で、町内事業所の多くはですね、令和4年以降ですね、徐々に価格転嫁等を行いながら物価高騰に対して対応しているというふうにお聞きしております。

ちょっと今の倒産件数につきましては、お聞きしておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 次に、子育て家庭への影響です。

教育料の利子補給申請なども含めてお答えいただけたらと思います。

○議長（酒井圭治君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（清水智昭君） 全般的なことを私のほうからお答えさせていただきます。

幼稚園とか小中学校に通うご家庭のほか、こども家庭センターに直接物価高騰に伴いまして影響があったという旨のご相談とか連絡というのは今受けておりません。

また、町内の大学生関係のほうのこともお聞きされていると思います。そのと

ころについても、調査は実施しておりませんので、影響については把握していないというところでございます。

町内のところで、今現在としては、物価高騰対策ということで、困窮し、厳しいというところについては子育て世帯に限ったことではありませんが、町民対象にしまして、7月からお買物券の生活応援券、町民1人当たり4千円の生活応援券の配布をスタートさせていただいております。こういうところも含めまして、物価高騰に対する生活支援になっていると考えております。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） すいません。教育のほうですが、教育資金の支給、支援普及の給付金の事業ですが、教育資金に対しての利子補給に対して1%の出しているものですが、そちらについては、別段返済については問題ないということで、飽くまでも金融機関に返済しているものが滞っているかどうかというのは、ちょっとこちらのほうでは分かっておりません。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） あと、高齢者世帯の生活状況であります。

例えば病院への受診控えや、介護サービスの利用控えなども含めてお答えいただけたらと思います。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） 高齢者についてですけれども、生活困窮者の相談はあるのですが、高齢者の方が物価高でという相談は特にございません。収入とか蓄えの中でいろいろ切り詰めながら生活を今なさっているのかなというふうに思います。

この点につきましては、介護保険計画を来年度策定するのですけれども、今年度65歳以上の高齢者を対象にしたアンケート調査っていうのを実施いたします。その中に物価高の影響についてっていうのを、項目を追加いたしまして、現状を把握していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） はい、ありがとうございました。

なかなか困っている人は、物価高騰だからっていう相談はなかなかないのかなと思いますけれども、生活が困窮しているっていうところは、少し相談件数とか、あるいは生活保護、あと高齢者の相談とかっていうのに出て、見えてきているの

かなってというふうに思います。これも先ほど、熱中症ではありませんが、すぐ回復するという事ではなっておりません。多分、年末まで厳しい生活が続く方もいらっしゃるのではないかなと思います。

今回の参議院選挙では、物価高騰対策として、与党は国民一律に現金給付を公約として掲げ、野党は食料品の消費税減税を訴えてまいりました。ところが、与党自民党が敗北。そして総裁選に突入することになりました。

現金給付か消費税減税か。それもどうなるかは分からない状態のまま2025年は終わってしまうのではないかなと、そういう形が濃厚になっております。新米の価格は高止まり、年末にかけてさらに厳しい生活を余儀なくされる町民が増えていくのではないのでしょうか。国が駄目なら県に、県が駄目なら町にと、町民は、思いは町に寄せられているのではないかなと思っております。

そこで、町がこれまで経済対策として様々なことを行ってきました。町民への一律現金給付、コロナ禍というところもあったのですけれども、あと低所得者への現金給付、地域商品券の配布、アプリで取る永平寺割、水道水の基本料補助などがそうだと思いますが、それぞれに効果は少しずつ違いがあると思いますが、どれが町民にとって効果的だったかっていうようなことを少し総括して、率直なお話を聞けたらと思いますが、いかがでしょう。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 長いコロナ禍からの話になりますので、コロナの10万円現金給付は全国民に給付されてきたと思うので。私思うには、コロナ禍の中で給付も、いろんな形で給付がありました。これ世界中が給付をしまして、そこで本当にお金をいっぱい刷った。お金をいっぱい刷っていたことによって、物価が上がってきているのかなという一因かなとも思っております。お金の価値が下がってきてっていうのも一因かなって。そういった中で、いろいろ、永平寺町では水道の基本料金の無償化、これは全国に先駆けてやらせていただいた。

いろいろこうやっていきますと、例えば商品券で、先着順で商工会さんに並んで買うっていうパターンもありますが、そのときは買えなかった人から苦情が来たこともありますし、コロナ禍の最後のほうでは、全町民に5千円商品券を配らせていただきました。その後ポイント、ハッピーコイン、これ、このハッピーコインは、このときは生活支援というよりかはデジタル化が進んでいますので、町内事業者の皆さんのなかなか普及が進まないということで、町内事業者さんにふくアプリの機械を導入していただいて、また交流人口、コロナが明けかけました

ので、一気にいろんな方に永平寺町に来ていただくということでさせていただきました。ただそのときも、コインを使えない方とかそういった方々から、使えたほうがよかったので、これは議会のほうからも提案をいただいております。ただそのときは、生活支援というよりか、交流人口とかそういった商工面での支援になりました。

今回は物価高支援ということですので、今、国からの給付金じゃない、交付金で、1人当たり大体3千円ですが、1千円町負担で上乗せさせていただいて、今4千円でさせていただいております。

この状況については、この後総合政策課、今の途中経過についてはご報告させていただきますが、私がずっとやっていますのは、各世帯に給付ではなく、国のあれは所得に応じてというのはもう仕方ないと思いますけど、町としては出すのであれば全町民対象にしたほうがいいと思いますし、また効果も大きいかなというのは感じられて、今そのデータで示せていうと、通告前ですのでなかなか示すことはできませんが、また機会があれば示させていただけたらと思います。

○議長（酒井圭治君） 総合政策課長。

○総合政策課長（江守直美君） 今やっております生活応援券の状況についてご報告させていただきます。

8月末の換金率でございますが、商工会に確認した数字でございます。46.15%が換金をされております。

順番でいきますと、まず一番は食料品小売業が55.25%、そのうち大型店で使われているのが46%でございます。続いて2番目が飲食店、これが14.57%。続いてドラッグストアを含む小売業、その他小売業が10.31%、これはもうほぼ大型店で使っていただいております。4番目、理美容業6.51%、5番目、燃料小売業6.05%となっております。

先ほどエンゲル係数があって、議員さんおっしゃったとおり、1番2番を占めておりますのが食料品関係でございます。今換金していただいている中の7割を占めているという状況でございます。

なかなか町の実情を、今、各課から報告がございましたが、実態を調べるのは難しいですけれども、永平寺町の生活圏でございます福井市の消費者物価指数などを見ましても、今、令和7年入ってから109から110という推移でございます。まして、令和2年と比較いたしまして、大体1割ぐらいの物価が上がっていると。その中で賃金が追いついてないという状況でございます。

創生交付金、国から来ております創生交付金を使いながら、町としても今までいろんな手だてしてきておりますが、国県が実施していただいております事業もございまして、それを見ながら町としてできるところということで、こういう交付金を使いながら実施してきておりますので、実績などは見ておりますが、効果っていうものを測るのもなかなか難しいですが、そういうところを捉えながら、必要な手段、手だてを行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 今回の補正では、物価高騰対応重点支援地方交付金、1千万ちょっとですかね、ありますけれども、これはもう支出は決まっているだろうと思いますけれども。

今回の4千円の商品券。これで年末まで持てっていうのはなかなか厳しいだろうと思うので。国はこういう状態なので、財政課長、この重点交付金っていうのはもう残ってないですかね。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 政治的な話になりますので、今回は米、米については今価格高騰が進んでおりますので、支援はしないで、ただ今回の予算では700万ぐらい米以外の作物、ここが皆さん米を作ったほうがいいということで、園芸とか酒米とか、町が進めている特産。これが物価高のあおりを受ける。また、米シフトすることによって特産品に影響があるだろうということで、ここを支援させていただきます。

また、あと300万円ほどまだあるわけですが、金額が金額ですので、これもまたいろんな形で使わせていただこうと思いますが、300万ですので、全体的な支援っていうわけにはなかなかいかないかなと思います。

それと、国のほうも総理大臣が今変わる方向で進んでおります。変わりますと、一気にこれまで衆議院、参議院の選挙での約束事がありますので、その変わったことによって一気にいろんな対策が動き出してくると思います。町はそういった中で、どういうふうに、どこの部分が今大変なのか、どういう支援をしなければいけないかというのは、すぐできるような体制を持っていきたいと思っておりますので。

今回の4千円の支給でも、8千万円ほどかかっております。そのうち1,800万は町単で出させていただいておりますので、そのある程度来る給付金の金額

を見ながら、また町の財政にどういう影響か、どれぐらい町単でできるかっていうのを、トータルで見ながら判断していくことも大事なかなと思っておりますので、今また国の動きを注視しながら進めてまいります。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 冒頭、物価高騰の影響がどうですかっていう質問をさせていただきました。

やはり、我々は町民の生活状況も極めて注視をしていかないといけない立場だろうと思います。どうやって調査するかっていうのは、難しい部分はあると思いますけれども、日頃から気持ちとしてはどうなのかっていうのを注視して、いろんな情報を集めていただいて、しかるべきときにはしかるべき方法で支援していくということが大切なかなと思います。

今ほど町長も言われたとおり、総理大臣が変わりますと、一気に進むのではないかなと言われておりますが、それも少数与党ということになりますので、もうちょっと時間がかかるのかなと。私の気持ちとしては、年末あるいは年度までには、もう一度何か支援をする必要があるのかなって思っております。

今、NHKの大河ドラマべらぼうですか、では、江戸時代末期の米騒動の話がありますが、今まさに令和の米騒動、略奪こそ起こりませんが、日々町民は少しずつ削りながら暮らしをしているということでもあります。年末に向かって厳しさを増してきます。早い一手を打つことで救われる、救われるものも多いと思います。ぜひ生きる希望を持てるような町にしていっていただきたいなと思って、この質問は終わりたいと思います。

続きまして、人口増対策であります。町の人口増対策については、町の宅地分譲、そして空き家バンクのリニューアル、民間の宅地開発というふうに最近非常に行われていると感じております。

この現状も含めて、えい住支援課の課長さんから状況を教えていただけたらと思います。

○議長（酒井圭治君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（長瀬武英君） 今おっしゃっていただいたとおり、町としては宅地造成と空き家対策、空き家対策でもいろんな対策を打っていますが、あと民間のほうでも、やはり松岡地区のほうで宅地分譲が盛んに行われているという状況でございます。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） これ本当に、私も松岡に住んでいますから、目に見えるところ、かなり宅地分譲をやっているのですが、実際にあの建築関係のそういう部門って、県内ではそんな好景気ですか。それとも、なかなかそんなになんて私には思っているのですが、それでもあれだけあるのかなってというのが少し、ニーズがあればいいですけども、どんなんでしょう。

○議長（酒井圭治君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（長瀬武英君） すいません、建築業界のニーズといいますか、情勢具合というのは把握してございませんが、宅地造成自体は、うちの空き家バンクに登録している物件とかもですね、昨年と同じぐらい、1年間と同じぐらいの勢いで、半年で売れているといった状況もありますので、少しはあるのかなと思っております。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 本町は非常に恵まれているというところがあるのかなとは思いますが。えち鉄も通っているし、都市にも近いということでもあります。

日本全体で人口が減っているということも、これは事実でありまして、今年上半期1月から6月までの間、生まれた赤ちゃんの数は、対前年同比の3.1%減となっております。これは統計を取り始めてから過去最少であると言われておりますし、通年でも昨年を下回る数値が更新されるのではないかなというふうに言われています。若者人口が減少する中、いわゆる晩婚、あるいは晩産っていうのですか、が広がっていることも影響されると見られています。

一方、今年上半期の死亡者数は83万6,818人で、出生数と差引きと、自然減は49万7,538人、約50万に達していると。婚姻数は23万8,561組で、4.4%減少しているとなっております。そんな中で、各自治体は子育て世代に手厚い支援を行いながら、結果的には周辺自治体から移住を入れているというのが大半であると言われております。

政府でも、今までの政策によって、周辺自治体から移住されることはあるものの、一極集中が変わるとか、あるいは人口減少に歯止めがかかるということがなく、いわゆる自治体間での人口の奪い合いにつながっているという反省のコメントも出しているようであります。

そんな中で、若い女性が本町から出ていかなんていうようなことを考える必要もありますし、また結婚相談、あるいは結婚支援に力を入れていますが、その

成果も少しずつ見えていますが、もう少し大々的にやってやってはいかがかなと思っております。

その辺の現状もいただきながら、答弁いただけたらと思います。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） では、私のほうからは結婚支援のことについてお答えさせていただきます。結婚の金銭的な支援につきましては、長岡議員の質問でえい住支援課がお答えをしています。

結婚新生活支援事業、U－29結婚新生活支援金というのはございます。この2つ合わせまして、29歳以下ですと最大90万円。一方の方が25歳以下ですと、最大100万円までの支援が受けられるとなっております。

結婚相談事業ですけれども、町の婦人福祉協議会が担っているところでございます。今年度より相談会場を図書館からえい坊館のほうに変更して相談を実施しております。

内容もこれまでの結婚相談だけではなくて、男性の方のトーク力とか身だしなみに関するアドバイスとか、相談者の魅力向上といったところにも踏み入れて、結婚支援に取り組んでいるところでございます。

また、あと県と市町で連携運営している福井AIマッチングシステムというマッチングのアプリですね、というものがございます。これには36名の町民が今登録をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 新聞報道で見ているので、課長もご存じだろうと思いますが、坂井市での状況であります。

結婚応援都市というものに都市宣言をされて、24年から相談員、すなわちメンターといいましょうかね、相談員の養成講座を開催し、今12名が活動しているということでもあります。相談件数も延べ81回、23人が訪れているということです。多分まだまだ伸びてはいないのかも分かりませんが、かなりの回数で養成講座とか、そんな相談会を開いているようでありますが、多分これも行政が支援していると思いますけれども、そういうように少し長期的に相談員というかを要請するというようなことをやりながら、相談の受皿づくりをたくさん作っていくっていうことが必要なのかなと思います。

アプリもいいとは思いますが、人を介してっていうところも必要なのか

なと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） ありがとうございます。

結婚相談支援に関しましては、県の担当課のほうで県内の市町ですね、担当者を集めまして、スクラムを組んで、県のほうでも結婚支援に取り組んでいこうという取組、今年度から最近ですね、先月から始めています。それにうちの担当者のほうも行きまして、当然坂井市も入っております。

いろんな情報交換しながらいいほうへ、永平寺町らしいいい方法をまた考えていきたいなと思っています。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） このことは、永平寺だけでなかなかやってもキャパは小さいですから、やはり県が主導で、広域的にやる必要があるのかなと思います。

ぜひ期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問はこれで終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（酒井圭治君） 以上で通告による質問を終わります。

お諮りします。一般質問はこの程度で終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

これにて一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午前11時44分 休憩）

（午前11時44分 再開）

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き、再開します。

これをもちまして、本日の日程は全て議了しました。

本日はこれをもちまして、散会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、明日、９月１２日から９月１５日までを休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、明日、９月１２日から９月１５日までを休会とします。

９月１６日は午前９時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほど、よろしく願いいたします。

本日はどうもご苦労さまでした。

（午前 １１時４５分 散会）

